

「医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務」仕様書（案）

1 委託業務名

医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務

2 委託業務の目的

徳島県（以下「甲」という。）が、本委託業務において調達する医療用個人防護具（以下「物資」という。）を、受託者（以下「乙」という。）は、乙の管理下にある施設において、先入れ先出しを行いながら、適切に保管及び使用推奨期限等の管理を行い、新興感染症等発生時に円滑な払い出しができるようにする。

3 委託契約期間

令和9年2月1日から令和11年9月30日まで

4 業務範囲

（1）各物資の仕様

各物資の仕様については以下に示すとおりとする。

（共通規格）

- ・ 平時から国内医療機関への納入実績がある物資であること。
- ・ 使用推奨期限が常に1年以上あること。
- ・ 仕様を満たす場合は、同一品名である必要はない。
- ・ 本業務において調達した物資の所有権は甲が持つ。

（サージカルマスク）

- ・ 日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスク相当）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスⅡ適合品、ASTM-F2100 レベル2 適合品又は EN14683TypeⅡ R 適合品であること。
- ・ 全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ・ 単回使用の製品であること。
- ・ ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものを推奨とする。
- ・ 耳掛け式のものであること。

- ・ マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているものとする。

(プラスチックガウン)

- ・ 防水性を有すること。
- ・ プラスチック製であること。
- ・ 長袖であって、袖のずり上がり対策として袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られている、または、サムフックタイプであること。
- ・ 割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び一定程度背面を覆うことができること。）
- ・ 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。また、首を通すことなく脱げるものであること。
- ・ 丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

(非滅菌手袋（ニトリル）)

- ・ 指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。
- ・ 素材はニトリル（原材料：石油）であること。（色は問わない。）
- ・ パウダーフリーであること。
- ・ 一般医療機器（クラスⅠ）の届出をしていること。
- ・ JIS 規格 T9115、ASTM 規格 D6319 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（滅菌処理の必要はない）。
- ・ サイズは S, M, L の 3 種類とし、内訳は表 1 のとおりとする。

表 1 非滅菌手袋（ニトリル）サイズ別内訳

S	M	L	合計
200,000 枚	250,000 枚	50,000 枚	500,000 枚

(2) 各物資の調達数量

各物資の調達数量は表 2 のとおりとし、非滅菌手袋は、表 1 の内訳のとおりとする。

表 2 の期間内に、調達数量の物資が本委託業務実施場所に入庫されるようにすることとし、乙は入庫完了予定日を甲へ事前に報告すること。

表 2 各物資の調達数量

年	期間	サージカル マ ス ク	プラスチック ガ ウ ン	非滅菌手袋 (ニトリル)
R9	2 月	150,000 枚	28,000 枚	500,000 枚
流通備蓄合計		150,000 枚	28,000 枚	500,000 枚

(3) 物資の保管・管理

- ・ 乙は、本委託業務における物資の保管・管理を、〇〇県〇〇市〇〇町にある乙の管理下の施設で実施する。
- ・ 乙は、表 2 に示す物資を適切に取扱い、委託契約期間中に使用推奨期限が 1 年未満となることや、破損・汚損等が発生しないように、適切に保管・管理を行うこと。
- ・ 乙は、甲から各物資の数量及び使用推奨期限等について報告を求められた場合には、電磁的な方法等を用いて回答ができるようにすること。

(4) 物資の流通備蓄

- ・ 乙は、医療機関等（以下、「発注元」という。）から発注があった際には、民法第 666 条「消費寄託」(※)の考えた方を適用することにより、甲の備蓄物資から発注元へ納入することも可とする。
- ・ 乙は、使用推奨期限が 1 年未満となった物資については、乙の責任において適宜払い出し又は廃棄を行うこと。なお、乙は、払い出し又は廃棄を行った際には、表 2 に示す物資の数量を下回ることがないように、補充し保管・管理を行うこと。なお、非滅菌手袋については、表 1 の内訳とする。
- ・ これらの補充や廃棄等に要する一切の費用は、本契約に含まれず、乙の負担とする。

※民法第 666 条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

(5) 甲指定場所までの物資の配達

- ・ 乙は、甲から要請があった日から 3 週間以内に、甲が指定する配達先へ物資の配達を行う。配達に要する費用は乙の負担とする。
- ・ 契約が終了となった際も同様の扱いとし、乙は甲が指定する配達先へ物資を配達する。この際に要する費用も乙の負担とする。

- ・ 配達先は、徳島県庁から半径 10 キロ以内の甲が指定する施設（1 箇所）。

5 事業報告

乙は、4 月を四期とした四半期ごとに委託業務完了報告書を、甲に提出する。ただし、令和 8 年度中の業務は、令和 9 年 3 月 31 日までの委託業務完了報告書を甲に提出する。

6 留意事項

- (1) 乙は、本委託業務において、甲と常時連絡が取れる体制を整備することとし、体制については甲に事前に報告する。
- (2) 物資を分散して保管、管理を行う場合は、事前に甲の承認を得た場合に限り可とする。また、事前に甲の承認を得ることなく、保管、管理場所を変更することは不可とする。
- (3) 乙は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、甲と協議を行うこととする。
- (4) 翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は更新されない、または解除することがある。